

# 小山工業高等専門学校学寮規則

制 定 昭和44年4月1日

最終改正 平成30年6月13日

(趣旨)

第1条 この規則は、小山工業高等専門学校学則(昭和40年4月1日制定。以下「学則」という。)第50条第2項の規定に基づき、学寮の管理運営について必要な事項を定め、その円滑かつ適正な運用を図ることを目的とする。

第2条 学寮は、寮生を勉学に適する環境において規律ある共同生活を体験させ、これを通じて人間形成に資する課外教育施設とする。

(管理責任者)

第3条 学寮は、校長が管理する。

2 寮務主事は、校長の命を受けて学寮に関する教育的管理運営の業務を掌理する。

3 学寮の管理運営に関する事務は、学生課寮務係(以下「寮務係」という。)の所管とする。

(寮務主事補)

第4条 前条第2項の業務について、寮務主事を補佐するために寮務主事補を置く。

2 寮務主事補は、教員の中から校長が任命する。

(寮務委員会)

第5条 学寮の管理運営に関する事項及び寮生の厚生補導に関する事項を審議し、その円滑な運用を図るため校長の諮問機関として、寮務委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会の組織及び運営に必要な事項は、別に定める。

(指導寮生)

第6条 第1学年生、第2学年生及び第3学年生の寮生活への適応を促進し、健康にして規律ある共同生活を維持し、寮生相互の親睦と融和を助長するために、指導寮生を置く。

2 指導寮生に関し必要な事項は、校長が別に定める。

(入寮)

第7条 入寮者は、自宅からその通学が困難な者及び入寮を希望する者のうちから選考する。

2 入寮の時期は、前期又は後期始業時の年2回を原則とする。ただし、1年次入学生については、始業時から1か月以内にこれを認め、校長が、特に必要と認めた者については、随時の入寮を認める。

3 入寮を希望する者は、所定の入寮願その他学校が指定する書類を添え、寮務係を経て校長に願い出るものとする。

4 入寮を希望する者の選考は、委員会が行う。

5 入寮の許可は、前項の結果に基づき校長が行う。

6 入寮の許可を受けた者は、指定された期限内に寮務係を経て、校長に誓約書を提出しなければならない。

7 入寮の許可を受けた者は、指定された期限内に前項の手続を完了しないとき、又は入寮の選考に当たり虚偽の申し立てをしたことが判明したときは、校長は速やかに当該入寮の許可を取り消すものとする。

8 疾病その他の事由により共同生活に適しない者は、入寮を許可しない。

(退寮)

第8条 退寮を希望する者は、前条第3項及び第4項の規定に準じた手続を経て校長の許可を受けるものとする。

第9条 寮生が、次の各号のいずれかに該当するときは、校長は速やかに退寮を命ずるものとする。

一 退学を命じられたとき。

二 疾病その他保健衛生上共同生活に適しないと認められるとき。

三 学寮規則並びに別に定める寮生心得等、寮生として遵守すべき事項に著しく違反する行為のあったとき。

四 共同生活の秩序を著しく乱す行為があったとき。

五 その他学寮の管理運営上支障をきたすおそれのあるとき。

(寄宿料)

第10条 寄宿料の額は、学則第28条の定めるところによる。

2 寄宿料は、入寮した日の属する月から退寮する日の属する月まで、毎月その月の分を納付しなければならない。ただし、休業期間中の分は、休業期間前に納付するものとする。

3 既納の寄宿料は、いかなる理由があっても返還しない。

(光熱水料等諸経費の負担)

第11条 食費その他生活に必要な光熱水料等の経費は、寮生の負担とする。

2 寮生は、前項の経費について、別途連絡するところにより納付しなければならない。

3 寄宿料及び第1項の経費を納付しない者は、退寮させる。

(施設保全の義務)

第12条 寮生は、居室、共同施設その他学寮の施設を常に大切に使用し、その保全に努めるとともに、次の各号に定めることを守らなければならない。

一 居室を居室以外の目的に使用しないこと。

二 居室その他学寮の施設に工作を加えないこと。

三 居室には寮務主事の許可なく寮生以外のものを立入らせないこと。

四 学寮施設に寮務主事の許可なく掲示、貼紙しないこと。

五 故意又は重大な過失により、施設・設備及び備品を滅失し、き損し、又は汚染したときは、その原形を回復するよう弁償すること。

(生活基準)

第13条 寮生の生活基準は、別に定める小山工業高等専門学校寮生心得(昭和49年4月11日制定)による。

(防災安全)

第14条 寮生は、火災その他の災害防止について、常時注意するとともに、防火訓練その他の措置について協力しなければならない。

2 防災については、前項に定めるほか、学寮防災避難要領(昭和47年4月1日制定)及び小山工業高等専門学校寮生心得等の定めるところによる。

(寮生以外の者の宿泊)

第15条 学寮には、寮生以外の者の宿泊は認めない。

2 前項の規定にかかわらず、校長が特に必要と認めた場合は、宿泊を認めることができる。

(雑則)

第16条 この規則の施行に関する必要事項は、寮務主事が委員会の審議を得て定め校長の承認を得る。

附 則

この規則は、昭和44年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、昭和47年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、昭和49年4月11日から施行する。

附 則

この規則は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成3年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成16年4月21日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成30年6月13日から施行し、平成30年4月1日から適用する。